

虐待防止に関する院内規定

2025年6月作成
柳原リハビリテーション病院

1. 目的

本規定は、当院における患者への虐待を未然に防止し、人権と尊厳を守ることを目的とする。患者が安心・安全にリハビリテーションに取り組むことができる環境を確保するため、全職員が一丸となって虐待防止に取り組む。

2. 定義

本規定における「虐待」とは、職員が患者に対して行う以下の行為を指す。

- 1) **身体的虐待**: 暴力、過度な身体拘束、不適切な身体的介入
- 2) **心理的虐待**: 威圧、無視、人格を否定する発言などの精神的苦痛を与える行為
- 3) **性的虐待**: 患者の意思に反した性的な言動や接触
- 4) **経済的虐待**: 金品の搾取、私的利用、または適切な金銭管理の不作为
- 5) **介護・医療放棄**: 必要な介助や医療行為の不提供、または著しく不適切な提供

3. 基本方針

- 1) 虐待行為は一切容認しない。
- 2) 虐待の兆候があれば早期に発見し、迅速かつ適切に対応する。
- 3) 通報者や内部告発者の保護を徹底する。
- 4) 職員への継続的な研修を通じ、倫理観と虐待防止意識の向上を図る。

4. 虐待防止委員会の設置

- 1) 当院に「虐待防止委員会」を設置し、以下の役割を担う。
 - ① 虐待事案の調査・対応・再発防止策の策定
 - ② 虐待防止のためのマニュアル整備と見直し
 - ③ 虐待防止研修の企画・実施
 - ④ 外部機関との連携(地域包括支援センター、行政等)

5. 相談・通報体制

- 1) 虐待に関する相談窓口を設置し、患者・家族・職員からの相談を受け付ける。
*「なんでも相談窓口」「投書箱」「ご意見箱」
- 2) 通報があった場合、虐待防止委員会は速やかに事実確認を行い、必要に応じて病院長及び関係機関(行政・警察等)へ報告する。
- 3) 通報者が不利益を受けないよう、匿名相談・通報の体制を整える。

6. 職員研修

- 1) 全職員に対し、虐待防止に関する研修を年1回以上実施する。
- 2) 新規採用者には入職時に虐待防止研修を実施する。
- 3) 研修内容は、法的責任、対応事例、倫理的判断などを含む。

7. 懲戒規定

- 1) 虐待が確認された場合、就業規則に基づき厳正に処分する。
- 2) 隠蔽や報告遅延についても同様に厳しく対処する。
- 3) なお、処分内容の決定においては、法人医療事故調査対策会議にて協議のうえ決定する。

8. 見直し・改善

本規定は社会的状況や法令の改正に応じて、定期的に見直しを行い、必要に応じて改訂する。

関連資料

- ① 虐待防止マニュアル
- ② 虐待事案対応フローチャート
- ③ 虐待に関する通報書